

半世紀前の死刑廃止法案の提案理由を読む

刑よりも罪をおそれる心を

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

社会を震撼させるような犯罪事件がおこると、すぐさま重罰を求める声がわきおこります。少年のおこした事件に対しても成人同様の厳しい刑罰を科すべきだという声を聞きます。しかし、それにも限界があります。子どもたちにまず伝えていくべきことは、刑罰をおそれることではなく、犯罪そのものをおそれることではないでしょうか。

★★★

半世紀も前の一九五六年（昭和三一年）、正面から死刑廃止をうたった法案が参議院に提出されました。そのいきさつを特集した『年報・死刑廃止2003／死刑廃止法案』（インパクト出版会）が刊行されました。

この本の中で当時の法務委員会委員長の高田なほ子さんや委員の羽仁五郎さんが述べた法案の提案理由が紹介されています。それは、まるで、今日の世情を踏まえているかのような発言でした。

☆☆☆

「……死刑があるために犯罪が阻止されるということも、人は刑罰をおそれて罪をおかさないのではなく、罪そのものを悲しみおそれる心が人間にあればこそ、人は罪を犯したくないのである、という根本をくつがえすことは許されません。しかるに死刑があるがために、人は罪をおそれるよりも、刑をおそれるに至っています。……死刑の恐怖が罪をおそれるよりも、刑をおそれさせ、犯罪の発覚のみをおそれさせ、目撃者を殺すに至らしめ、死刑があるために殺される人の数がふえている場合が現実にあるのであります」（高田なほ子）

「……青年の間に生命を尊重する観念が地を払っているのみならず、自分が死ぬということについての恐怖の気持ちさえも浅くなっている。この状態をわれわれは何とかして打破しなければならない。……死刑を存置していることによって、現実に現われているあり方は、ことに青少年あるいは一般国民の間に、凶悪犯罪を、罪をおそれる気持よりも、死刑をおそれる、刑罰をおそれる観念の方が強くなってしまっているということでもあります」（羽仁五郎）

★★★

「死刑廃止を推進する議員連盟」（亀井静香会長）によって現在準備されている〈死刑廃止へ向けた法案〉は重罰化（事実上の終身刑導入）と軽罰化（死刑執行の一時停止）という一見矛盾する内容を含んでいます。この法案の上程にあたっては、いったいどのような提案理由が語られることでしょうか。